

デイサービスセンター美浦運営規程（総合事業）

（事業の目的）

第1条 この規定は、株式会社中部サンケアネットが開設するデイサービスセンター美浦（以下「事業所」という。）が行う「第1号通所事業（現行の介護予防通所介護相当）」（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適正な第1号通所事業サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業所の従業者は、利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持・回復並びに生きがいのある生活を送る事を目的とした、日常生活の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
3. 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称は及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 : デイサービスセンター美浦
- (2) 所在地 : 沖縄県沖縄市古謝三丁目12番20号

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
 - ①管理者は、事業所の従業者管理及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行い、従業者に規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
 - ②管理者は、利用者の心身の状況、希望等を踏まえて、サービスを具体的に記載した個別サービス計画を作成し、利用者の同意を得た上で交付する。
 - ③管理者は、個別サービス計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。
- (2) 生活相談員 2名以上
生活相談員は、利用者の申し込みに係る調整、利用者及びその家族等からの各種

相談業務、関係機関との連絡調整、業務管理を行う。

(3) 介護職員 5名以上

介護職員は、利用者の食事介助、入浴介助、排泄介助を行うとともに、自宅と事業所間の送迎を行う。

(4) 看護職員 2名以上

看護職員は、利用者の日々の健康チェックを行い健康状態を把握するとともに、保健衛生上の指導や看護を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日は、月曜日から土曜日とする（祝日含む）。

但し、年末年始（12月31日から1月3日）を除く。

(2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間は、午前9時00分から午後4時15分までとする。

(事業所の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は1日34名とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

- ①準備、後始末の介助
- ②食事摂取の介助
- ③特別食の提供
- ④声掛け・見守り支援

(2) 排泄に関すること

排泄時に利用者に必要な支援及びサービスを提供する。

- ①定期的な排泄案内
- ②便器への移乗、排泄介助
- ③声掛け・見守り支援

(3) 入浴に関すること

家庭において入浴する事が困難な利用者に対して入浴サービスを提供する。

- ①衣類の脱着の介助
 - ②身体の洗身、洗髪、清拭
 - ③声掛け・見守り支援
- (4) アクティビティーサービスに関すること
- 利用者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることが出来るよう心身及び生活の活性化を援助する。
- ①レクリエーション・グループワーク
 - ・体操・三味線歌・カラオケ・塗り絵、張り紙・風船バレー等
 - ②行事
 - ・誕生会・盆踊り・敬老会・運動会・クリスマス会・豆まき・ドライブ等
- (5) 機能訓練及び運動器機能向上サービスに関すること
- 看護職員を中心に、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施する。
- (6) 相談援助に関すること
- 利用者及びそのご家族が抱えている様々な悩みや不安に対しての相談に誠意を持って応じ、利用者の生活状態、ニーズに沿った適切な援助を行う。
- (7) 健康管理に関すること
- 利用者の状態に見合った健康管理表を作成し、看護職員による日々のバイタルチェック・健康管理を行う。
- (8) 送迎
- 障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については、自宅と事業所間の送迎を提供する。

(利用料と支払い方法)

第8条 提供するサービスの利用料は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである場合、その利用者自己負担の割合に応じた額を支払うものとする。

2. 前項に定めるもののほか、次の費用を徴収するものとする。

種類	料金
昼食費	700円／回
オムツ代	100円／枚
パッド代	30円／枚
その他日常生活費等	実費

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする

4. 提供するサービスの利用料等の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、窓口での現金払い、指定口座より自動引き落としまたは銀行口座振込によって指定期日までに

支払うものとする。

5. 前項において指定口座より自動引き落としを行う場合、引落にかかる手数料を徴収するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、沖縄市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者はサービスの提供を受ける際、次の事項に留意しなければならない。

- (1) サービス利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- (2) 飲酒については禁止する。喫煙は所定の場所以外は禁止する。
- (3) 事業所内の設備及び備品等の利用に際しては、従業者の指示に従うこと。
- (4) 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止する。
- (5) 他の利用者への迷惑行為は禁止とする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、事業の実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、当該利用者の家族、地域包括支援センター、当該利用者に係る居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを従業者へ周知するとともに、年2回の避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業者は、事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、地域包括支援センター、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとする。

2. 事業者は、事故が発生した場合はその原因を究明し、再発を防ぐための対策を講じる。
3. 事業者は、事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

(苦情処理)

第14条 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応す

るため、担当職員を1名置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者および家族に説明するものとする。

(秘密保持等)

第15条 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2. 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の旨とする。
3. 事業者と従業者は、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、利用者及びその家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(記録の整備)

第16条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2. 事業者は、次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存する。
 - (1) 個別サービス計画書
 - (2) サービス提供の記録
 - (3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
 - (4) 苦情の内容等の記録
 - (5) 事故発生時の状況および処置に関する記録

(事業の基本的取扱方針)

第17条 事業は、利用者の自立した日常生活の維持を目的とし、その提供する内容については、定期的に評価を行い、その改善を図り、常に利用者のニーズに対応したサービスを継続的に提供するものとする。

(事業の具体的取扱方針)

第18条 事業は、個別サービス計画に基づき、計画的に行われるものとするが、その提供に当たっては、利用者のニーズを把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その利用者の心身の状況に対応するサービスを適切に提供する。

2. 従業者は、事業の提供内容及び提供方法について、利用者及びその家族に対し、理解しやすいように説明を行う。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果

について従業員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施（2回）
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第21条 事業所は、従業者の資質向上を図り定期的に研修機会を設け、勤務体制を整備する。

- 2. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社中部サンケアネットと事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年7月1日から施行する。

この規定は、令和5年8月1日から施行する。

この規定は、令和5年9月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。